



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

《会計・税務の知識》 医療費控除についての概要とその対象

はじめに

所得税の確定申告の時期も迫り、その資料整理に追われる今日この頃と存じますが、本稿では優遇制度の1つでもあります医療費控除についてまとめました。

1. 医療費控除とは

医療費控除とは、所得税の確定申告における所得控除の1つで、納税者本人又は本人と生計を一にする配偶者やその他の親族のために、その年の1月1日から12月31日の間に一定額以上の医療費を支払った場合、その費用を所得から控除できる制度です。

生計を一にすることが要件のため、同一生計の要件さえ満たしていれば、同居していない親族の医療費であっても控除が認められます。

2. 計算方法

医療費控除の対象となる金額は、以下の計算式によることとなりますが、適用を受けることが出来る金額は200万円までとなります。

また、実際に負担した金額を基準とするため、②に提示しております、健康保険組合などから支払われる高額療養費や生命保険契約などの特約により支払われる入院費給付金などは差し引かなければなりません。

医療費控除対象額 = ① - ② - ③

- ① 実際に支払った医療費の合計額
※実際に支払っているかの基準となるため、請求書の日付での判断となりません。
- ② 保険金等により補填される金額
- ③ 10万円
※総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等×5%の金額となります。

3. 日常生活に潜む医療費控除の対象は

風邪の治療のために使用した一般的な医薬品や、妊娠と判断された場合の検診・出産費用等、一定の条件をもとにマッサージ代も対象とされています。

その他、通院に必要な交通費が対象となる場合がありますが、必ず証明となる資料を要するため、領収書等の保管には注意しましょう。

4. 疲労回復や健康増進、美容目的では認められない

医療費という観点から最も重要視される点は治療目的や療養目的かというところにあるため、美化目的の歯列矯正費用や一般水準を著しく超えるような特殊なものは、処方箋がある等の一部の場合を除き、医療費控除の対象外となります。

5. 介護施設費用で対象となるのは

介護施設は、福祉系と医療系の2つに大別されるため、それぞれについて対象となる介護費用も異なってきます。

	入居施設	医療費控除の対象
医療系	介護老人保健施設	・自己負担した介護サービス費、居住費、食費の 全額が対象 ・診療や治療を受けるために必要な特別室の使用料
	介護療養型医療施設	
福祉系	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	・自己負担した介護サービス費、居住費、食費の 2分の1が対象 (特別な食事、居室にかかる費用は除きます)
	地域密着型介護老人福祉施設	

(注) 理美容代やその他提供されるサービスのうち、その入所者に負担させることが適当と認められる日常生活費は対象外となります。ただし、おむつ代は介護サービス費用に含まれ、自己負担額が医療費控除の対象となります。

なお、領収書等への医療費控除対象額合計額の記載に努めるよう、厚生労働省の指導がされているため、まず領収書等への記載の有無を確認し、記載が無いようであれば、介護施設へお問い合わせいただくのがよろしいかと思えます。

結び

今後、高齢化社会へと急速に進んでいく事は周知の事実であり、その介護費用の負担も増加傾向にあります。また、こうした支出は、いつ自分に降りかかってくるかは全く予測が出来ないものです。いざという時のために、医療費控除制度の知識として念頭に置いておくことが重要です。

(担当：内田)